

第 7 8 号議案

平成 2 6 年度芦屋市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 2 6 年度芦屋市水道事業会計未処分利益剰余金 2, 3 9 4, 0 5 3, 4 1 9 円を資本金に組み入れることについて, 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により, 市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 8 月 3 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

参 照

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第3項及び第4項省略)